

認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について（平成18年3月31日老計発第0331007号）

改正前	改正後（案）
<p style="text-align: right;">老計発第0331007号 平成18年3月31日</p> <p>各 都道府県 民生主管部（局）長 殿 指定都市</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省老健局計画課長</p> <p style="text-align: center;">認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について</p> <p>認知症介護実践者等養成事業については、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知。以下「局長通知」という。）により通知されたところであるが、次の事項について留意のうえ、事業の適正かつ円滑な実施を図られたい。</p> <p>1 認知症介護実践研修  <u>認知症介護実践研修については、局長通知の別紙「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」（以下「要綱」という。）4（1）で定められているところであるが、本研修の実施にあたっては、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）の実情に応じ、次の「実践者研修」と「実践リーダー研修」をそれぞれ必要な回数行うこととする。</u></p> <p>（1）実践者研修            ア 実践者研修は、認知症介護の理念、知識及び技術を修得させることをねらいとする。            イ 研修対象者は、原則として身体介護に関する基本的知識・技術を修得している者であって、概ね実務経験2年程度の者とする。</p>	<p style="text-align: right;">老計発第0331007号 平成18年3月31日</p> <p>各 都道府県 民生主管部（局）長 殿 指定都市</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省老健局計画課長</p> <p style="text-align: center;">認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について</p> <p>認知症介護実践者等養成事業については、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知。以下「局長通知」という。）により通知されたところであるが、次の事項について留意のうえ、事業の適正かつ円滑な実施を図られたい。</p> <p><u>なお、認知症介護実践研修については、平成20年度から国庫補助を廃止するが、引き続き一部の指定地域密着型サービス事業所の指定の要件に該当する研修であることを踏まえ、通知するものである。</u></p> <p>1 認知症介護実践研修</p> <p>（1）実践者研修            ア 実践者研修は、認知症介護の理念、知識及び技術を修得させることをねらいとする。            イ 研修対象者は、原則として身体介護に関する基本的知識・技術を修得している者であって、概ね実務経験2年程度の者とする。</p>

ウ 研修は、講義・演習形式及び実習形式で行うものとする。

エ 標準的な研修時間及び研修カリキュラムは、別紙 1 (1) アのとおりとする。

都道府県等は、これを参考として、それぞれの地域の実情に応じて、必修時間並びに必修科目の実施に必要な時間数を確保した研修カリキュラムを作成するものとする。その場合、必修科目を網羅するとともに、講義・演習の必修時間数 24 時間 (1,440 分) のうち、必修科目について 15 時間 (900 分) 以上を確保することに留意願いたい。また、実習についても研修時間数の確保に配慮願いたい。

オ 要綱 4 (1) ⑤アの修了証書の様式を別紙 2 (1) のとおり定めたので、これに準じて交付することとする。

カ 本研修については、地域密着型サービス事業所の指定基準において受講が義務付けられていることから、本研修を受講することにより、指定基準等を満たす事業所がある場合については、市町村の長は、当該事業所の状況を精査した上で、事業所から推薦された者の受講が適当と認められた場合には、都道府県等に対し別紙 3 を添えて申込みを行うものとする。都道府県等は、市町村の長から本手続きを経て申込みがされた者について、本研修について特段の配慮を行うものとする。

## (2) 実践リーダー研修

ア 実践リーダー研修は、実践者研修で得られた知識・技術をさらに深め、施設・事業所において、ケアチームを効果的・効率的に機能させる能力を有した指導者を養成することをねらいとする。

イ 研修対象者は、介護保険法第 8 条第 22 項に規定する介護保険施設又は介護保険法第 41 条に規定する指定居宅サービス事業者及び介護保険法第 42 条の 2 に規定する指定地域密着型サービス事業者等 (以下「介護保険施設・事業者等」という。) において介護業務に概ね 5 年以上従事した経験を有している者であって、実践者研修を修了し 1 年以上経過している者とする。

ウ 研修は、講義・演習形式及び実習形式で行うものとする。

エ 標準的な研修時間及び研修カリキュラムは、別紙 1 (1) イのとおりとする。

都道府県等は、これを参考として、それぞれの地域の実情に応じて、研修カリキュラムを作成するものとする。

ウ 研修は、講義・演習形式及び実習形式で行うものとする。

エ 標準的な研修時間及び研修カリキュラムは、別紙 1 (1) アのとおりとする。

実施主体は、これを参考として、それぞれの地域の実情に応じて、必修時間並びに必修科目の実施に必要な時間数を確保した研修カリキュラムを作成するものとする。その場合、必修科目を網羅するとともに、講義・演習の必修時間数 24 時間 (1,440 分) のうち、必修科目について 15 時間 (900 分) 以上を確保することに留意願いたい。また、実習についても研修時間数の確保に配慮願いたい。

オ 要綱 4 (1) ⑤アの修了証書の様式を別紙 2 (1) のとおり定めたので、これに準じて交付することとする。

カ 本研修については、一部の指定地域密着型サービス事業所の指定基準において受講が義務付けられていることから、本研修を受講することにより、指定基準等を満たす事業所がある場合については、市町村の長は、当該事業所の状況を精査した上で、事業所から推薦された者の受講が適当と認められた場合には、実施主体に対し別紙 3 を添えて申込みを行うものとする。実施主体は、市町村の長から本手続きを経て申込みがされた者について、本研修の受講について特段の配慮を行うものとする。

## (2) 実践リーダー研修

ア 実践リーダー研修は、実践者研修で得られた知識・技術をさらに深め、施設・事業所において、ケアチームを効果的・効率的に機能させる能力を有した指導者を養成することをねらいとする。

イ 研修対象者は、介護保険法第 8 条第 22 項に規定する介護保険施設又は介護保険法第 41 条に規定する指定居宅サービス事業者及び介護保険法第 42 条の 2 に規定する指定地域密着型サービス事業者等 (以下「介護保険施設・事業者等」という。) において介護業務に概ね 5 年以上従事した経験を有している者であって、実践者研修を修了し 1 年以上経過している者とする。

ウ 研修は、講義・演習形式及び実習形式で行うものとする。

エ 標準的な研修時間及び研修カリキュラムは、別紙 1 (1) イのとおりとする。

実施主体は、これを参考として、それぞれの地域の実情に応じて、研修カリキュラムを作成するものとする。

また、実施にあたっては、研修生の受講可能な日程を組む等の配慮を行うものとする。

なお、都道府県等の実情に応じ、実習時間を増減させることは差し支えないこととするが、標準的な研修時間の2分の1に相当する実習時間は確保するものとする。

オ 実習施設については、要綱4(1)③に定められているところであるが、具体的には、認知症高齢者に対するサービス提供に関し熱意と経験を有する介護保険施設、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所等とする。研修の実施にあたっては、当該施設に研修責任者を配置するとともに、研修の意義、心構え、日課表等を内容とする研修要項を作成し、研修生の指導にあたることとする。

カ 実施要綱4(1)⑤アの修了証書の様式を別紙2(1)のとおり定めたので、これに準じて交付することとする。

キ 本研修については、指定認知症対応型共同生活介護事業所が、当該事業所を短期利用させるための要件として義務付けられていることから、本研修を受講することにより、指定基準等を満たす事業所がある場合については、市町村は、当該事業所から推薦された者の受講について、各事業所の状況を精査した上で、必要と認めた場合には、都道府県等に対し別紙3を添えて申込みを行うものとする。都道府県等は、市町村から本手続きを経て申込みをした者について、本研修の受講について特段の配慮を行うものとする。

- 2 認知症対応型サービス事業開設者研修（略）
- 3 認知症対応型サービス事業管理者研修（略）
- 4 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修（略）
- 5 認知症介護指導者養成研修

認知症介護指導者養成研修については、要綱4(5)に定められているところであるが、その詳細については次によることとする。

ア 本研修は、認知症介護実践研修を企画・立案し、講義、演習、実習を担当することができる能力を身につけるとともに、介護保険施設・事業者等における介護の質の改善について指導することができる者を養成することをねらいとする。

また、実施にあたっては、研修生の受講可能な日程を組む等の配慮を行うものとする。

なお、実施主体の実情に応じ、実習時間を増減させることは差し支えないこととするが、標準的な研修時間の2分の1に相当する実習時間は確保するものとする。

オ 実習施設については、要綱4(1)③に定められているところであるが、具体的には、認知症高齢者に対するサービス提供に関し熱意と経験を有する介護保険施設、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所等とする。研修の実施にあたっては、当該施設に研修責任者を配置するとともに、研修の意義、心構え、日課表等を内容とする研修要項を作成し、研修生の指導にあたることとする。

カ 実施要綱4(1)⑤アの修了証書の様式を別紙2(1)のとおり定めたので、これに準じて交付することとする。

キ 本研修については、指定認知症対応型共同生活介護事業所が、当該事業所を短期利用させるための要件として義務付けられていることから、本研修を受講することにより、指定基準等を満たす事業所がある場合については、市町村は、当該事業所から推薦された者の受講について、各事業所の状況を精査した上で、必要と認めた場合には、実施主体に対し別紙3を添えて申込みを行うものとする。実施主体は、市町村から本手続きを経て申込みをした者について、本研修の受講について特段の配慮を行うものとする。

- 2 認知症対応型サービス事業開設者研修（略）
- 3 認知症対応型サービス事業管理者研修（略）
- 4 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修（略）

イ 研修対象者について、要綱4(5)①アの「これに準ずる者」を選定する際には、厚生労働省に事前に協議することとする。

ウ 研修対象者について、要綱4(5)①ウの「認知症介護実践研修修了者(「痴呆介護研修事業の実施について」(平成12年9月5日老発第623号厚生省老人保健福祉局長通知)により実施された「痴呆介護研修事業」修了者を含む。)」は、実践者研修修了者(「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」(平成12年10月25日老計第43号厚生省老人保健福祉局計画課長通知。以下「旧通知」という。))により実施された基礎課程を修了した者を含む。)であって、実践リーダー研修を修了した者(旧通知により実施された専門課程を修了した者を含む。)とする。

エ 認知症介護研究・研修センターにおける標準的な研修期間は、30日間とする。さらに、一連の研修期間の途中あるいは研修期間終了後に、約4週間程度の職場研修期間を設定し、別紙1(5)に定める「職場研修」の課題①、②について、レポートを作成・提出させることとする。

オ 標準的な研修カリキュラムは、別紙1(5)のとおりとする。

カ 要綱4(5)⑤アの修了証書の様式は、別紙2(2)のとおりとする。

6 フォローアップ研修

フォローアップ研修については、要綱4(6)に定められているところであるが、その詳細については次によることとする。

ア 本研修は、認知症介護指導者養成研修修了者に対し、一定期間ごとに最新の認知症介護に関する専門的な知識や指導方法等を修得させることにより、第一線の介護従業者に対して最新の認知症介護技術を的確に伝達できるような体制を整えることをねらいとする。

イ 研修対象者は、要綱4(6)に定める者とする。

ウ 認知症介護研究・研修センターにおける標準的な研修期間は、5日間とする。

エ 標準的な研修カリキュラムは、別紙1(6)のとおりとする。

オ 要綱4(6)⑤アの修了証書の様式は、別紙2(2)のとおりとする。

7 認知症介護研修推進計画(略)

5 フォローアップ研修

フォローアップ研修については、要綱4(5)に定められているところであるが、その詳細については次によることとする。

ア 本研修は、認知症介護指導者養成研修修了者に対し、一定期間ごとに最新の認知症介護に関する専門的な知識や指導方法等を修得させることにより、第一線の介護従業者に対して最新の認知症介護技術を的確に伝達できるような体制を整えることをねらいとする。

イ 研修対象者は、要綱4(5)に定める者とする。

ウ 認知症介護研究・研修センターにおける標準的な研修期間は、5日間とする。

エ 標準的な研修カリキュラムは、別紙1(6)のとおりとする。

オ 要綱4(5)⑤アの修了証書の様式は、別紙2(2)のとおりとする。

6 認知症介護研修推進計画(略)